

食の安全・監視市民委員会 事務局 御中

2014年11月30日 日本共産党

政党アンケートへのご回答送付

ご依頼いただいたアンケートについて、以下の通りご回答申し上げます。

1. 健康食品の機能性表示

「いわゆる健康食品」の機能性表示の導入に反対です。

企業自らが科学的根拠を示して国に届け出れば、「機能性表示」ができる、というもので、アベノミクスの「世界で一番企業が活躍しやすい国」路線に沿って消費者の安心・安全をないがしろにするものです。すでに国の制度として、国が定めた安全性や有効性に関する基準などを満たした「保健機能食品制度」があり、保健機能食品に該当しないものが「いわゆる健康食品」と言われています。

これらの「いわゆる健康食品」は、広告規制があいまいなまま、さまざまな問題を生じています。経済被害や健康被害などで全国の消費生活センターに寄せられる健康食品に関する相談は毎年1万2000から1万5000にのぼっており、消費者被害が拡大しています。現状は、表示の規制緩和でなく、表示(広告を含む)の規制こそ求められています。

2. 食品表示法について

食品表示基準施行後の猶予期間を「5年」に延長したことは問題です。加工食品2年、添加物1年だった猶予期間がパブリックコメント後に変更されましたが、いずれも合理的な理由ではありません。

また、表示項目や内容については、食品表示は消費者の「食品の安全を求める権利」「食品の内容を正確に知る権利」「食品選択の自由の権利」を実現するもの、との観点にたって充実させるべきだと考えます。

3. 汚染農産物の保管管理体制について

現在、放射能汚染農産物の管理は、個々の農家に任されています。農家にとっても負担になっており、正されなければなりません。国が責任をもって、汚染農産物の集積管理を行わなければなりません。また、市場流通している農産物の定期的な残留放射能チェックについても十分を行い、放射能汚染農産物の市場流通を防ぐことが大切です。

4、輸入食品の安全性確保

現在、輸入食品の安全性は食品衛生法に基づいて、検疫所の食品衛生監視員が行政検査を行っていますが、その配置人員は、全国で 399 人と決定的に不足しています。そのため、現在の検査率は、輸入食品の 1 割にしかなっておりません。その人員を 3000 人まで拡充し、検査率を 5 割までに引き上げることが必要です。また、現在の検疫所が行っている行政検査は、輸入食品の安全性チェックの結果が出る前に流通を認めるというモニタリング検査になっています。これでは、検査結果が出たときは、当該食品は胃袋の中になりかねません。行政検査は、検査結果が出るまでは輸入を認めない検疫検査にすべきです。

5、食の安全と労働問題

食品の安全性を確保するためには、食品の製造現場における労働環境を整える必要があります。コストカットのために、賃金カットや非正規労働を中心としたり、労働法が守られない状況では、労働者の不満が高まり、異物混入やさまざまな事故により、食の安全が確保されないことは、これまでの食品安全事故の経過を見れば明らかです。この点について、制度的な仕組みが必要であり、検討を進めます。